

産業廃棄物の保管基準

保管する場所の要件

保管場所の周囲に囲いが設けられていること（保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること）

見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること

- ・ 掲示板の大きさ 縦60cm以上×横60cm以上
- ・ 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
- ・ 保管する産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物」が含まれる場合は、その旨を含む）の表示
- ・ 保管場所の管理者の氏名または名称及び連絡先
- ・ 屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積上げ高さ

事業場外保管施設における掲示板の例

↑ 60cm 以上 ↓	（特別管理）産業廃棄物 事業場外保管場所	
	名称、代表者	株式会社 代表取締役
	本社所在地	市 町 -
	管理責任者氏名	
	連絡先電話番号	- -
	保管する産業廃棄物の種類	がれき類、木くず
	最大保管高さ	3.0m
	最大保管量	50.0 m ³
← 60cm以上 →		